

社会福祉法人アス・ライフ行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 12月 1日～ 令和10年 11月 30日までの 4年間

2. 内容

目標：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和6年 12月～ 職員への聞き取り調査、検討開始
- 令和7年 2月～ 制度に関する文書の作成・掲示、有期契約労働者や管理職を対象とした研修およびホームページなどによる全職員への周知